

# 設計検査申請書(第一面)



[適新工第1号書式]

申請日 平成 29 年 4 月

## 設計検査申請書 (新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了済し、申請書第二面に記載された情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実りません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取り消されません。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

**【申請者】**  
建築主以外の方でも申請者になることができます。  
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

申請者  
氏名 フリガナ **ジュウタク タロウ**  
又は名称 **住宅 太郎**  
〒(000 - 0000) 住所: **東京都西東京市〇〇町1-2-35**  
TEL (042) - (0000) - (0000) FAX (042) - (0000) - (0000)  
担当者名: (事業者の場合)

**【代理者】**  
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

代理者  
(申請者以外が手続する場合に限り記入)  
氏名 フリガナ **フラットデザイン事務所**  
又は名称 **フラット設計事務所**  
〒(000 - 0000) 住所: **東京都世田谷区〇〇町1-2-45**  
TEL (03) - (0000) - (0000) FAX (03) - (0000) - (0000)  
担当者名: (事業者の場合) **機**

**【建設の場所】**  
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。  
建築確認申請と一致させてください。

手数料請求先  申請者  その他  代理者  
会社名: \_\_\_\_\_ 所属/担当者名: \_\_\_\_\_ 連絡先: \_\_\_\_\_  
住所: 〒( - )

建設の場所(地名地番) **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

建物の名称 **住宅太郎邸** 注文住宅・分譲住宅の区分  1.注文住宅  2.分譲住宅

建築主(申請者と異なる場合のみ記入) 氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 郵便番号・住所 〒 -

中間現場検査(一戸建て等の場合)  
 1.適合証明の中間現場検査を実施  
 2.適合証明の中間現場検査を省略(\*1)  
中間現場検査等 予定日(\*2) 平成 29 年 6 月 1 日  
 住宅瑕疵担保保険の検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合)  
 建築基準法の中間検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合)

着工予定日 平成 29 年 4 月 20 日 竣工予定日 平成 29 年 11 月 29 日

連絡事項

**【中間現場検査等予定日】**  
適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険または建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、当該検査の予定日を記入してください。)  
竣工済特例の場合は記入不要です。

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄(合格)
平成 年 第				
※備考欄				
記載しないこと				
※維持管理基準確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合]			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※フラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※フラット35S(特に優良な住宅基準(耐久性・可変性))確認の条件			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査の省略			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

\*1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。  
① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。  
② フラット35の中間現場検査及び竣工現場検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。  
\*2 適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の予定日を記入してください。)

平成29年4月1日

**【適合証明の中間現場検査を省略】**  
適合証明の検査機関と同一機関に、住宅瑕疵担保保険等の検査を実施している場合は、中間現場検査を省略することができます。ただし、住宅瑕疵担保保険等の検査日以前に、適合証明の設計検査の申請をする必要があります。該当する場合は、「2.適合証明の中間現場検査を省略」欄に必要事項を記載してください。  
**注) 財形住宅融資で中間資金交付をご希望の場合は、中間現場検査を省略することはできません。**

